改正派遣法に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率とい言う）を公開することが義務付けられました。　　（法第23条第5項）

令和7年6月における情報提供を以下の通り公開いたします。　※1

◆マージン率は下記の計算式にて算出いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第１位未満の端数は、四捨五入）

(1)　派遣労働者数	6人
(2)　派遣先事業所数	3事業所
(3)　派遣料金の平均額	30,132円　（8時間平均）
(4)　派遣労働者の賃金の平均額	20,273円　（8時間平均）
(5)　マージン率	32.7% マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
(6)　労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
(7)　労使協定の有効期間	2025年4月1日　～　2026年3月31日
(8)　労使協定対象の労働者の範囲	全ての派遣労働者
(9)　教育訓練に関する事項	・ビジネスマナー研修 ・プログラミング基礎研修 ・情報セキュリティーに関する研修 ・個人情報保護に関する研修 ・ソフトウェア開発、ＰＲＪ管理に関する研修
(10)　福利厚生に関する事項	・年次有給休暇・定期健康診断 ・インフルエンザ予防接種・帯状疱疹予防接種

※1：年次報告（12月）と6月中間報告を公開いたします。

2025年6月5日

株式会社 ハミングバード・IT